

長期総合計画の策定について

長期総合計画とは

◆ 長期総合計画とは

市政の総合的かつ長期的な指針であり、本市の最上位計画

◆ 新居浜市長期総合計画審議会の所掌事項・組織

審議会は、市長の諮問に応じて、長期総合計画につき必要な調査審議を行い、答申するものとする。

(新居浜市長期総合計画審議会条例 第2条)

審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、市政に特に学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(新居浜市長期総合計画審議会条例 第3条)

◆ 長期総合計画の構成

- 基本構想 将来都市像・まちづくりの目標、施策の大綱など、本市が目指すまちづくりの方向を示すもの
- 基本計画 基本構想に基づく施策の大綱を具現化し、将来都市像を実現するために基本的施策を体系的に示すもの
- 実施計画 基本計画に基づく、具体的な事務事業の実施にあたり作成するもの

※ 基本構想、基本計画の計画期間は10年間

※ 基本計画は、中間年に見直し

※ 実施計画は、前期5年分の計画を策定

◆ 策定の視点

1. 市民との協働による計画づくり

情報の共有や対話を通じた共通の認識のもと、市民と行政が一体となって計画づくりを行う。

2. 時代の潮流を反映した計画づくり

世界情勢や日本の動向等これからの社会経済情勢の変化を見極め、時代の潮流を的確に把握し、計画に反映させる。「持続可能な開発目標(SDGs)」を意識した計画とする。

3. 財政状況に即した計画づくり

将来における財政状況を想定し、選択と集中を図るとともに、行政評価と連動させた実効性の高い計画とする。

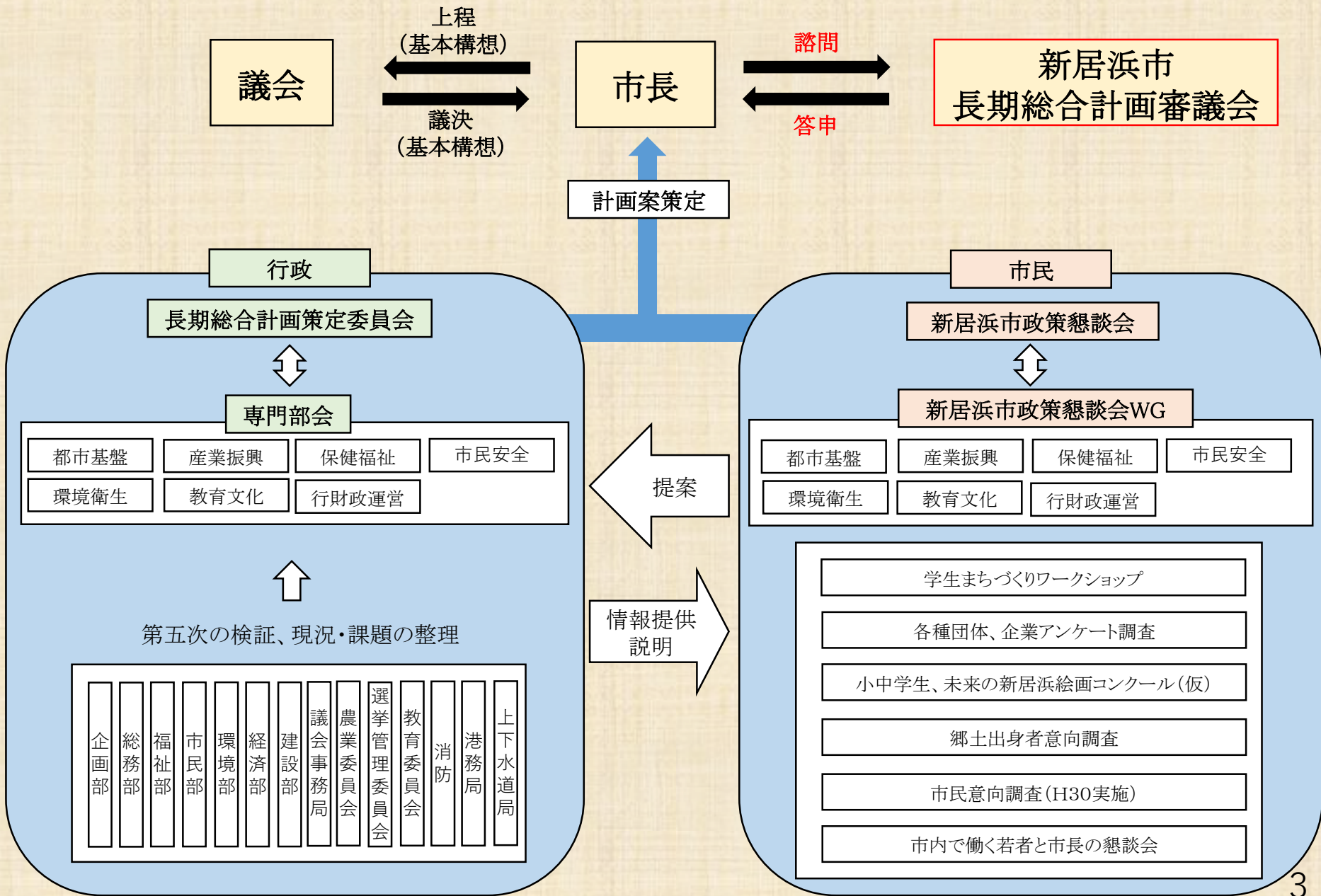
4. わかりやすい計画づくり

計画の進捗状況を数値で検証するために、数値目標を設定するとともに、簡潔でわかりやすい内容や表現に努め、誰にでもわかりやすい計画とする。

5. 他の計画と整合性のある計画づくり

国・県の各種計画等、また、新居浜市総合戦略をはじめとする市の各個別計画との整合を図り、連動した計画とする。

第六次新居浜市長期総合計画策定フレーム



審議会スケジュール(案)

令和元年度	9		
	10	第1回新居浜市長期総合計画審議会（諮問・スケジュール等説明）	
	11		
	12		
	1		基本構想案作成
	2		
	3	第2回新居浜市長期総合計画審議会（基本構想案・基本計画案審議）	
令和2年度	4		基本計画案作成
	5	第3回新居浜市長期総合計画審議会（基本構想案・基本計画案審議）	
	6		中間案作成
	7	第4回新居浜市長期総合計画審議会（中間案審議）	
	8		パブリックコメント
	9		最終案作成
	10	第5回新居浜市長期総合計画審議会（最終案審議） 答申	
	11		
	12		12月議会 基本構想案上程
	1		
	2		
	3		

これまでの策定経過

- | | |
|------------|--|
| 平成31年1月 | 市民意向調査実施 |
| 令和元年 8月 1日 | 第1回長期総合計画策定委員会開催
・スケジュール、策定体制、専門部会設置等 |
| 令和元年 8月 | 新居浜市出身者等意向調査、企業アンケート調査、
団体アンケート調査実施 |
| 令和元年10月 3日 | 令和元年度第1回新居浜市政策懇談会開催
・スケジュール、策定体制、ワーキンググループ設置等 |
| 令和元年10月23日 | 学生まちづくりワークショップ開催
・10年後(将来)の新居浜市の姿 |